

環境政策課

1 廃棄物指導

(1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定に基づき、許可をした業者は次のとおりである。

ア ごみ（収集運搬業）

番号	事業所名	代表者名	所在地
1	木村工業(株)	木 村 鐘 一	三木市志染町広野3丁目464
2	長田環境開発(有)	長 田 良 彦	三木市志染町広野2丁目20-22
3	(株)巴山環境	朝 本 秀 生	三木市志染町東自由が丘2-261
4	二木美化センター(株)	村 岡 裕 子	三木市別所町高木622-1
5	ミズボ商会	藤 川 英 之	三木市細川町中里282
6	(株)カンキョウ	柳 真 成 美	三木市岩宮104小西アパート6号
7	(株)かんぜおん	土 本 順 一	三木市吉川町新田38

イ 浄化槽汚泥（収集運搬業）及び浄化槽清掃業

番号	事業所名	代表者名	所在地
1	(株)あさひ企画	中 元 忍	三木市志染町東自由が丘2丁目375
2	大貫衛生舎	大 貫 薫	三木市緑が丘町東2丁目12-1
3	菊水工業(株)	福 井 雅 也	三木市志染町中自由が丘1丁目32
4	中井清掃(有)	羽 田 正 則	三木市志染町青山6丁目16-10
5	西播環境整備(株)	藤 井 美 佳	三木市吉川町毘沙門259-1
6	(株)大洋	尾 崎 誠 治	三木市大村283 2階16号
7	(株)アクア・トリエンティワン	中 末 和 人	三木市岩宮104
8	(株)阪神水道衛生社	森 嶋 秀 樹	三木市志染町東自由が丘2丁目2-8
9	兵神浄化(有)	森 本 武 司	三木市志染町中自由が丘3丁目308
10	(株)ホカリ	柴 田 俊 幸	三木市別所町興治1018
11	横山興業(株)	山 口 進	三木市細川町瑞穂字才ノ前1652
12	(有)播磨清掃	押 部 徹	三木市志染町広野2丁目251-2

ウ 食品循環資源の堆肥化(処分業)

番号	事業所名	代表者名	所在地
1	大栄環境(株)	金 子 文 雄	三木市口吉川町里脇字八幡谷601-10

(2) 三木市保健衛生推進協議会

保健衛生推進協議会は、地域の保健衛生事業の推進、住民の健康づくり及び地域環境の保全に寄与することを目的としており、清掃対策事業等を委託している。

・保健衛生業務委託料 2,200,000円

2 公害対策

(1) 規制対象施設建築等審査会の運営

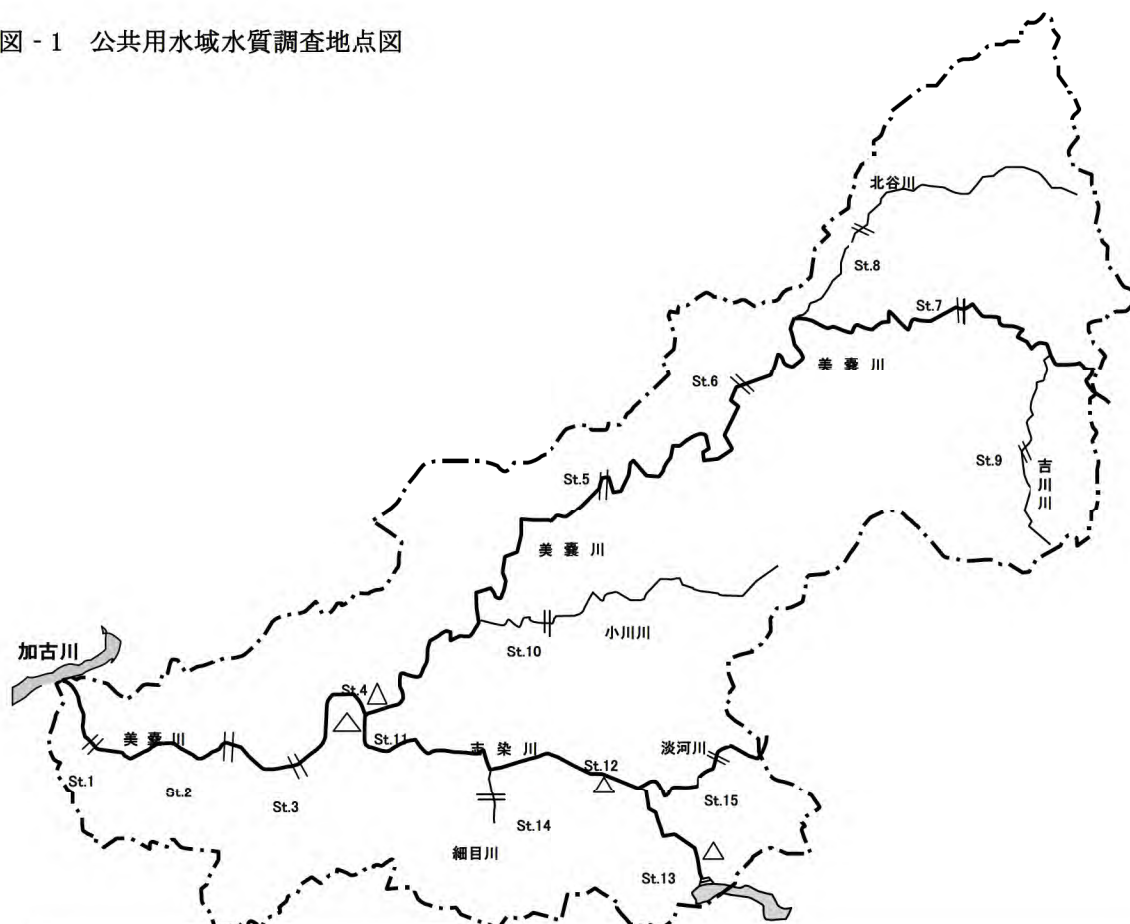
市内における遊技場等及びラブホテルの建築等に対して、必要な規制を行い、市民の快適で良好な生活環境及び教育環境の実現と沿道修景の保全を図るため、三木市規制対象施設建築等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、「三木市遊技場等及びラブホテルの建築等の規制に関する条例」で定める重要事項について審査する。令和6年度は、審査会を開催していない。

- ・審査会構成 8人（学識経験者、市民の代表者、その他市長が適当と認める者）

(2) 公共用水域水質調査

- ・目的 三木市内河川の水質の把握
- ・場所 美濃川ほか6河川15地点（図-1のとおり）
- ・期間 令和6年度4月から令和7年3月まで（年4回）
- ・結果 表-1、表-2のとおりである。

図-1 公共用水域水質調査地点図



測定点	地点名	測定点	地点名	測定点	地点名
St. 1	別所橋	St. 6	里脇橋	St. 11	岩宮
St. 2	末広橋	St. 7	八幡橋	St. 12	御坂
St. 3	上津橋	St. 8	小中橋	St. 13	呑吐ダム下流
St. 4	久留美	St. 9	昭和橋	St. 14	細目橋
St. 5	東栄橋	St. 10	小川橋	St. 15	丹生橋

表 - 1 生活環境の保全に関する物質 (単位: mg/L、大腸菌数は CFU/100mL)

河川名	測定地点	PH	BOD	SS	DO	大腸菌数
美囊川	別所橋	8.4	1.3	3.8	11.3	82.5
	末広橋	8.7	1.3	3.0	12.3	20.3
	上津橋	9.0	1.0	2.0	12.3	12.5
	久留美	8.4	1.2	2.5	12.0	185.5
	東栄橋	8.6	2.4	2.0	13.4	155.5
	里脇橋	8.8	1.0	2.5	13.8	218.0
	八幡橋	8.6	0.8	8.5	12.7	171.3
北谷川	小中橋	8.7	0.9	3.3	12.1	22.5
吉川川	昭和橋	8.6	1.3	16.5	12.7	121.3
小川川	小川橋	8.9	1.0	2.0	11.5	45.8
志染川	岩宮	8.3	0.9	1.5	11.9	20.0
	御坂	8.4	0.6	5.3	11.3	51.5
	吞吐ダム	8.5	0.7	4.0	12.0	7.0
細目川	細目橋	9.5	1.3	1.3	12.2	4.5
淡河川	丹生橋	8.6	0.7	2.5	11.7	49.8

☆生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

類型	利用目的の適用性	PH	BOD	SS	DO	大腸菌数
B	水道 3 級 水産 2 級	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25 mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100m1 以下

※公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 (昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定)

水域 加古川下流 (篠山川合流点より下流山陽線鉄橋まで) B 類型

※公共用水域が該当する水域類型の指定 (昭和 60 年 3 月 22 日兵庫県告示第 451 号)

水域 志染川 (吞吐ダム上流端より上流) B 類型

※美囊川には、生活環境の保全に関する環境基準の水域類型が指定されていないため、参考として B 類型の基準を適用する。

表 - 2 人の健康の保護に関する物質（主なもの）

（単位：mg/L）

河川名	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	ヒ素	アルキル水銀	PCB	ふっ素
美濃川	別所橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.1
	末広橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
	上津橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
	久留美	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.1
	東栄橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.1
	里脇橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.1
	八幡橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.2
北谷川	小中橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.1
吉川川	昭和橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
小川川	小川橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
志染川	岩宮	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.2
	御坂	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	0.3
	吞吐ダム	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
細目川	細目橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-
淡河川	丹生橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.005	-	-	-

☆人の健康に関する環境基準（測定分）

項目	カドミウム	全シアン	鉛	ヒ素	アルキル水銀	PCB	ふっ素
基準値	0.003 mg/L 以下	検出されないこと	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.8 mg/L 以下

※基準値は年間平均とする。ただし、全シアンは最高値とする。

(3) 特定事業場の水質測定

- ・目的 メッキ事業場など有害物質を使用する事業場からの排水の把握
- ・場所 2事業場
- ・期間 7月と12月の年2回
- ・結果 表-3のとおり

表 - 3 メッキ事業場水質調査結果

（単位：mg/L）

項目	事業場	A		B		排水基準 (許容限度)
		7月	12月	7月	12月	
PH		7.6	7.2	7.4	7.1	5.8～8.6
COD		2.4	19	77	22	160
SS		24	23	9	1	200
Pb		<0.01	0.05	<0.01	<0.01	0.1
T-CN		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.7
Cr6 ⁺		0.04	<0.01	<0.01	<0.01	0.35
T-Cr		0.10	0.13	<0.02	<0.02	2.0

(4) 事前協議（環境政策課所管分）

「三木市環境保全条例等」に基づき生活環境を阻害するおそれのある事業について、良好な環境の保全を図るため、事前協議を行っている。

令和6年度は実績がなかった。

事前協議の対象	申請件数
廃棄物処理業	0
ヤード	0
遊技場等	0
合 計	0

(5) 環境保全思想の普及啓発

ア 環境月間の取組

6月の環境月間は、市内の工場等への立入検査や指導、水質の調査等を実施した。また、広報みきで啓発を行った。

イ 公害防止協定による指導

法律及び条例に基づく規制を補完し、地域の実態に即した公害防止対策を進めるため、三木工場公園入居企業（32企業）と公害防止協定を締結している。この協定に基づき事業所の立入検査及び指導を行った。

(6) 公害防止対策

公害発生源の現地調査等を実施し、公害の未然防止及び拡大防止に努めた。

目 的	件 数	備 考
特定工場等の検査	35	6月3日から6月5日までの3日間、立入検査を実施した。
苦情発生に伴う調査	31	随時

(7) 公害苦情の処理

市民の快適な生活環境を守るため、事業所から発生する騒音、振動、悪臭などの公害苦情に対し、関係機関と連携し、指導及び処理を行った。

ア 公害苦情発生状況

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	悪臭	その他	合 計
件 数	3	10	1	12	1	4	0	31
比率(%)	9.7	32.3	3.2	38.7	3.2	12.9	0.0	100.0

イ 公害苦情処理状況

処理状況	件 数	比率(%)
処 理 済	31	100.0
翌年度へ繰越	0	0
合 計	31	100.0

(8) ヤード対策

「三木市におけるヤード内保管等の適正化に関する条例」及び「使用済自動車再資源化法」に基づく事業所に対して立入検査及び指導を行った。

立入検査件数	6 件	指導件数	3 件
--------	-----	------	-----

(9) 特定建設作業

法令等に基づき、建設工事で行われる特定の作業を実施する前に届出を受け、騒音等の対策について事前に指導を行った。

公害関係法令等		届出数
特定建設作業	騒音規制法	276
	振動規制法	75
	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	176
	三木市環境保全条例	16

(10) 特定施設

法令に基づき、大きな騒音や振動等を発生する特定の施設を設置する事業者から届出を受け、騒音等の対策について事前に指導を行った。

公害関係法令等		届出数	累 計
法 律	騒音規制法	18(0)	1,876
	振動規制法	15(1)	1,592
	水質汚濁防止法	9(1)	557
	大気汚染防止法	13(3)	208
	ダイオキシン対策特別措置法	1(0)	34
兵庫県環境の 保全と創造に 関する条例	ばい煙	3(0)	58
	粉じん	3(0)	127
	汚 水	0(0)	60
	騒音・振動	28(1)	1,725
	悪 臭	0(0)	15

※ () は、廃止数を示す。

3 環境保全

(1) 環境審議会の開催

環境の保全及び創造に関する基本的事項その他の重要事項について調査、審議するために環境審議会を設置している。

- ・審議会構成 19 人（各種団体の推薦する者、関係行政機関の職員、学識経験者、その他市長が適当と認める者）
- ・9 月 3 日開催 三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画の中間見直し及び三木市環境総合計画の進捗状況等について

(2) 自然共生型地域づくり

ア 増田ふるさと公園の運営管理

人と自然とのふれあいと交流の場として細川町増田地内の溜池周辺に残されている多様な生物種の生育地を保全し、ビオトープ公園としている。増田地区及び NPO 法人三木自然愛好研究会へ管理を委託している。

- ・位 置 三木市細川町増田 819 番地ほか
- ・面 積 7,003 m²

イ 自然環境保全活動事業

自然環境保全や地球温暖化防止のために自主的な事業を行う団体に補助金を交付した。

- ・令和 6 年度 2 団体

ウ 生物環境の保全

市内に生息する貴重な生物を保護するために NPO 法人三木自然愛好研究会と関係課による意見交換会を実施した。

- ・開催日 令和 7 年 3 月 7 日
- ・出席者 市職員 14 人
三木自然愛好研究会 6 人

4 地球温暖化対策

(1) 第 5 期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条 1 項に基づき、市の事務及び公共施設に関し、温室効果ガス排出量を削減し地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした第 5 期地球温暖化対策実行計画に掲げる取組を実施した。

- ・対 象 庁舎及び各施設から排出される温室効果ガス
- ・期 間 令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
- ・目 標 令和元年度を基準に 8%削減

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）の策定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条 4 項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めた三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定した。

ア 区域施策編

- ・対 象 行政、事業者、市民全ての市内全域の二酸化炭素排出量
- ・期 間 令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間
- ・日 標 平成 25 年度を基準に 48%以上削減

イ 事務事業編

- ・対 象 市の事務事業における二酸化炭素排出量
- ・期 間 令和 7 年度から令和 12 年度までの 6 年間
- ・目 標 平成 25 年度を基準に 50%以上削減

(3) デコ活の推進

令和 3 年 4 月 28 日に三木市クールチョイス宣言を行い、地球温暖化対策に関する取組を推進してきたが、より実践的な行動変容を促すという国の方針に倣い、令和 6 年 4 月 1 日にデコ活宣言を行うとともに、水切りネットの配布及び市内の高校生、団体と協働により、金物まつりなどで啓発を行った。

また、食品廃棄物の削減等を目的として、フードドライブを開催した。

ア 三木金物まつりにおける啓発

- ・アンケート参加者 約 175 人

- ・エコ工作参加者 約 140 人
 - ・環境学習（節電・省エネ体験）参加者 約 20 人
- イ フードドライブ
- ・開催期間 10 月 23～10 月 24 日（2 日間）
 - ・開催場所 三木市役所、吉川支所
 - ・寄付実績 329kg（80 名）

(4) 省エネ家電買い替え促進

省エネ性能に優れた家電製品に買い替えることにより、家庭における電気代とエネルギー消費量を削減し、市内の温室効果ガス排出量の削減を推進することを目的として補助金を交付した。

- ・購入期間 6 月 1 日～9 月 30 日
- ・申請期間 6 月 3 日～10 月 31 日
- ・対象家電 エアコン、テレビ、冷蔵庫
- ・交付実績 635 件 12,241,000 円

5 環境美化

(1) 三木市クリーン・ボランティアの活動支援

市内の道路や公園など公共ゾーンの清掃・美化活動を進めているグループや団体（事前に登録が必要）に対し、その活動を支援するため清掃に必要なごみ袋などの消耗品を支給している。令和 6 年度末では 41 団体が登録を受け、美化活動に取り組んでいる。

(2) 市民トイレの管理

神戸電鉄の三木駅前、三木上の丸駅前、恵比須駅前、志染駅前、緑が丘駅前、三木鉄道記念公園前、三木本町バス停留所前及び市野瀬バス停留所付近の 8 か所に市民トイレを設置している。清掃等の維持管理については、シルバー人材センター及び民間事業者に委託している。

また、過去に悪質ないたずらが度々発生した、三木本町バス停留所前と三木鉄道記念公園前の市民トイレにおいては防犯カメラを設置している。

令和 6 年度は、緑が丘駅前市民トイレの中規模改修や各トイレの洋式化等を行った。

(3) 不法投棄・野焼き（不法焼却）の指導

不法投棄に対しては、不法投棄禁止看板の設置や定期パトロール等の実施により未然防止に努めているが、不法投棄や野焼き行為が確認された場合は、行為者を特定し指導するとともに、北播磨県民局環境課、警察等の関係機関と連携しながら行政指導を行っている。

また、不法投棄対策事業として、委託事業者による、不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の撤去及び処分を実施している。

ア 発生件数

区 分		発生(指導)件数
不法投棄	一般廃棄物	21
	産業廃棄物	4
野焼き		4
合 計		29

イ 不法投棄防止パトロールにおける撤去件数

不法投棄	区 分	件 数
	一般廃棄物	17
	産業廃棄物	8
合 計		25

6 ごみの資源化・減量化の取組

(1) ごみ資源化奨励

ごみの資源化を促進するため「資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱」に基づき、紙類・布類は1 kg当たり4円、缶類・空きびんは1 kg当たり5円の奨励金を交付した。

また、集団回収システムの安定化を図るため「資源ごみリサイクル活動奨励金交付要綱」に基づき、集団回収運動奨励金交付団体に対して、年間の回収運動の回数と回収量に応じて奨励金を交付した。

ア 資源ごみ集団回収運動奨励金

地区名	回収量 (kg)					交付額 (円)
	紙類	布類	空き缶	空きびん	合計	
三 木	108,602	2,500	4,752	51,918	167,772	727,756
三木南	37,548	994	2,142	20,299	60,983	266,373
別 所	55,803	465	3,797	20,231	80,296	345,213
志 染	13,605	1,246	607	10,792	26,250	116,400
細 川	9,130	680	540	9,745	20,095	90,665
口吉川	14,420	220	490	8,111	23,241	101,565
緑が丘	121,420	0	2,180	29,985	153,585	646,505
自由が丘	166,417	8,586	9,352	46,743	231,098	980,487
青 山	32,010	4,840	1,291	19,329	57,470	250,500
吉 川	90,268	5,332	4,434	31,825	131,859	563,695
その他	—	—	—	1,492	1,492	—
合 計	649,223	24,863	29,585	250,470	954,141	4,089,159

※「その他」は自治会未加入地区分につき、交付なし。

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

イ 資源ごみリサイクル活動奨励

交付件数	94 件
交付額	4,540,000 円

(2) 古紙自主回収活動奨励

資源ごみの集団回収をさらに促進するとともに、資源ごみのリサイクル意識の向上を図るため、「古紙自主回収活動奨励補助金交付要綱」に基づき、古紙の回収を自主的に継続して実施する自治会に対し、三木市古紙自主回収活動奨励補助金を交付した。

補助金交付自治会	82 自治会
補助金交付金額	6,139,900 円

7 ごみ循環型社会構築

(1) 次期ごみ処理施設整備方針等検討

令和4年度に策定した基本設計において、物価上昇等の影響を受け事業費が大幅に増加したことから、引き続き事業費縮減に向けた検討を行った。

(2) 次期ごみ処理施設整備に係る発注支援等

令和7年3月に発注支援業務及び敷地造成の実施設計を行う業者を選定するための公募型プロポーザル審査の公告を行った。